

# 海岸漂着物運搬処理業務仕様書

1. 業務名 海岸漂着物運搬処理業務（減容分）
2. 業務期間 令和7年10月31日限り
3. 業務場所 壱岐市石田町
4. 業務内容 旧石田町環境美化リサイクルセンターに仮置きしている海岸漂着ごみ（発泡スチロール、廃プラスチック類）の島外搬出処理を行う。
5. 運搬処理量

発泡スチロール	1 2 7 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	2 m <sup>3</sup>
合計	1 2 9 m <sup>3</sup>

※必要に応じて再分別を行い、処理量が確認できるよう詰め替え作業を行うこと。

詰め替えに必要なトン袋は発注者が支給する。

※実際の運搬処理量が上記と異なる場合は、実績数量に応じて契約変更を行う。

## 6. 運搬・処理について

運搬業務受注者が処分業務受注者の処理先へ運搬し処理するものとする。処理量についてはマニフェストの数量と一致することを確認のこと。

※運搬業務については再委託を禁止する。

## 7. 安全対策

業務の実施にあたっては「労働安全衛生法」その他関係法規を熟知のうえ、十分な対策を講じること。万が一、作業中に事故等発生した場合は、速やかに監督員へ連絡すること。

## 8. 報告書

業務完了時には「委託業務完了通知書（市指定様式）」と併せて、次の書類を提出すること。

①「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の総括表およびE票原本（処理委託先が中間処理業者の場合はD票でも可）

②作業報告書（様式は別途定める）

③写真帳および写真データ

・運搬処理の状況写真（積込前、積込後、処分場搬入、荷下ろし、処分）

## 9. 契約について

本業務落札者と運搬業務についてのみ契約する。

処分業務については、落札者が見積もった金額により落札者指定の処分業者と契約する。

## 10. その他

この仕様書に記載のない事項については、その都度、監督員と協議し業務を行うこと。